

委託料金額の算出方法

今回の報酬改定で、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費が「438単位」から「442単位」に改定されます。

委託先の指定居宅介護支援事業者へは、「介護予防支援費（I）」、「介護予防ケアマネジメント費A」、「初回加算」、「委託連携加算」、「業務継続計画未実施減算」及び「高齢者虐待防止措置未実施減算」のそれぞれのサービス単価に地域単価（11.12円）及び委託率（80%＋消費税10%）を乗じた金額が支払われます。

＜令和6年4月からの算出方法＞

○報酬金額：（介護予防支援費×地域単価）又は（介護予防ケアマネジメント費A×地域単価）

＋（初回加算×地域単価）＋（委託連携加算×地域単価）

＋（業務継続計画未実施減算×地域単価）＋（高齢者虐待防止措置未実施減算×地域単価）

※端数処理は地域単価を乗じた時点で小数点以下切捨て

○委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額（以下、「委託先：」）

委託先：（介護予防支援費×地域単価×委託率）又は（介護予防ケアマネジメント費A×地域単価×委託率）

＋（初回加算×地域単価×委託率）＋（委託連携加算×地域単価×委託率）＋（業務継続計画未

実施減算×地域単価×委託率）＋（高齢者虐待防止措置未実施減算×地域単価×委託率）

※端数処理は地域単価を乗じた時点と委託率を乗じた時点で小数点以下切捨て

○地域包括支援センターに支払われる金額（以下、「委託元包括：」）

委託元包括：報酬金額－委託先の指定居宅介護支援事業者へ支払われる金額

①介護予防支援費（I）又は介護予防ケアマネジメント費（A）（442単位）

442単位×11.12円／単位＝4,915.04円 → 4,915円（小数点以下切捨て）

委託先：4,915円×80%×1.1＝4,325.20円 → 4,325円（小数点以下切捨て）

②初回加算（300単位）又は委託連携加算（300単位）

300単位×11.12円／単位＝3,336.00円 → 3,336円

委託先：3,336円×80%×1.1＝2,935.68円 → 2,935円（小数点以下切捨て）

③高齢者虐待防止措置未実施減算又は業務継続計画未実施減算

4単位×11.12円／単位＝44.48円 → 44円減算

委託先：44円×80%×1.1＝38.72円 → 38円減算（小数点以下切捨て）

1	介護予防支援費（I）又は介護予防ケアマネジメント費Aのみ ①4,915円 → <u>4,915円</u> 委託先：①4,325円 → <u>4,325円</u> 委託元包括：4,915円－4,325円＝ <u>590円</u>
2	介護予防支援費（I）又は介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算又は委託連携加算 ①4,915円＋②3,336円＝ <u>8,251円</u> 委託先：①4,325円＋②2,935円＝ <u>7,260円</u> 委託元包括：8,251円－7,260円＝ <u>991円</u>
3	介護予防支援費（I）又は介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算＋委託連携加算 ①4,915円＋②3,336円＋②3,336円＝ <u>11,587円</u> 委託先：①4,325円＋②2,935円＋②2,935円＝ <u>10,195円</u> 委託元包括：11,587円－10,195円＝ <u>1,392円</u>
4	高齢者虐待防止措置未実施減算（又は業務継続計画未実施減算）の適用を受ける場合 (1) 介護予防支援費（I）又は介護予防ケアマネジメント費Aのみで減算 ①4,915円＋③44円減算＝4,871円 → <u>4,871円</u> 委託先：①4,325円＋③38円減算＝4,287円 → <u>4,287円</u> 委託元包括：4,871円－4,287円＝ <u>584円</u> (2) 介護予防支援費（I）又は介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算又は委託連携加算＋減算 ①4,915円＋②3,336円＋③44円減算＝ <u>8,207円</u> 委託先：①4,325円＋②2,935円＋③38円減算＝ <u>7,222円</u> 委託元包括：8,207円－7,222円＝ <u>985円</u> (3) 介護予防支援費（I）又は介護予防ケアマネジメント費A＋初回加算＋委託連携加算＋減算 ①4,915円＋②3,336円＋②3,336円＋③44円減算＝ <u>11,543円</u> 委託先：①4,325円＋②2,935円＋②2,935円＋③38円減算＝ <u>10,157円</u> 委託元包括：11,543円－10,157円＝ <u>1,386円</u>

※業務継続計画未実施減算については、令和7年4月から適用されます。